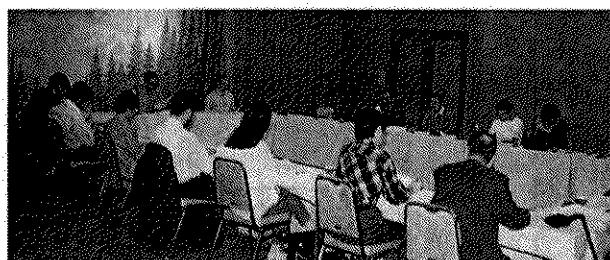


39きょう

●発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

④110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
●発行人／ろうきょう編集委員会



これまで私たちちは労働省に「労業事業法を制定せよ」と要求してきた。今回の職安法改正で、第四条の中に、「労供事業を行ふ労働組合は、「労働者供給事業者」と明記され、さらに通常では、「労供事業の事業主性の擬制的適用として、労供事業から供給される労働者のみを対象とする一般派遣会社を設立する要件(資本金、資産等)が緩和された。」このことにより、労働組合は労働者供給と労働者派遣を組み合わせた事業展開が可能となつた。労働組合が設立する事業体(企業組合)が事業主となり、参加する組員は社会労働保険の適用も受けることができる。このようになった背景には、雇用情勢がかつてなく悪化し、雇用の流動化がすみ、就労システムが激変していることから、さまざま雇用就労システム

★九年前に作成し、好評だった「ろうきょうの勧め」改訂版を作成します。職安法などの改正と新たな事業体の設立などこれから運動を展望した内容になります。★定期総会は、二月一八日(金)、三月下旬には新事業体設立記念パーティーを予定。

(事務局から)
この後、「労働者供給と労働者派遣の組合化」が実現する。このことによって、労働者供給事業は社会労働保険に認め、促進する姿勢を示したものといえる。



企業組合・ケアフォーラム

少子・高齢化がすすみ、高齢者介護は大きな社会問題になってしまっている中で、二〇〇〇年四月から介護保険制度がはじまる。ホームヘルパー、介護労働者の組織化だけでなく、この制度を活用することを展望しながら、金澤の家政婦支部が中心になって「企業組合・ケアフォーラム」設立の準備がすすめられている。

(企)ケアフォーラムは指定訪問介護事業者の指定を取つて、介護サービスの受託を行つて事業体となる。

きた介護・家庭サービス事業をいかし、社会的ニーズに対応しながら、職域をさらに「職・職」とも拡大していくこととの事業体の役割といえる。

また、「介護」が派遣対象業務になったことからも、(企)ケアフォーラムは、家政婦組合から労働者供給を受け、訪問介護事業者に派遣することも可能である。

一月二日には設立総会を開き、企業組合の認可を取得、指定訪問介護事業者の許可も得る予定。(その後、二月七日に企業組合の認可がおりた)

労供事業の新たな展望をひらく労働組合による事業体を設立

昨年一〇月二十四日～二五日、慣例の秋の学習会が横浜本で開かれ、八組合二〇名が参加しました。

学習会の初日は、急にチラシ準備が進められている「労働組合による新たな事業体」と題して「スタッフフォーラム(OAスタッフ)」と「ケアフォーラム(介護・家庭)」の設立準備状況の報告とあわせて、連合総合組織局の高橋均総局長が連

合の雇用システムについて、派遣ネットワーク(高井晃副代表)が派遣労働ネットワークのNPO法人化について報告がありました。二日目は、「昨今の雇用情勢と需給システム」と題して労働省職業安定局民間需給調整事業室の生田正之室長が特別講演を行いました。紙面の都合で、林事務局長の「労働組合による新たな事業体」の報告概要のみを紹介します。

職安法の中に労供事業が位置づけられた

これまで私たちちは労働省に「労業事業法を制定せよ」と要求してきた。今回の職安法改正で、第四条の中に、「労供事業を行ふ労働組合は、「労働者供給事業者」と明記され、さらに通常

では、「労供事業の事業主性の擬制的適用として、労供事業から供給される労働者のみを対象とする一般派遣会社を設立する要件(資本金、資産等)が緩和された。

このことにより、労働組合は労働者供給と労働者派遣を組み合わせた事業展開が可能となつた。労働組合が設立する事業体(企業組合)が事業主となり、参加する組員は社会労働保険の適用も受けができる。このようになった背景には、雇用情勢がかつてなく悪化し、雇用の流動化がすみ、就労システムが激変していることから、さまざま雇用就労システム

ぶりかえった。そして、「スタッフフォーラム」と「ケアフォーラム」の二つの新たな企業組合(通産省)をとり、その後に派遣事業の許可(労働省)を取る計画である。

労働組合に参加している各労組(労働の許可を取得している労組)は労働者派遣事業の許可を取得した(企)スタッフフォーラムに組合員を供給し、

OHAスタッフの組織化を展望し、「企業組合・スタッフフォーラム」設立準備会をもつけ、事業計画書を作成するなど認可の準備をすすめている。企業組合は、中小企業等協同組合法にもとづいた協同組合の一形態である。そのため都知事の認可(通産省)をとり、その後に

運営原則としては、組合員は自己責任を自覚し、対等・平等であること、労働組合運動としての労働事業運動を一体のものとしてすすめる。ワーカーズクラブ運動と連帯し、技能を通じて公正・平等・平和な社会へ貢献することを掲げている。(その後、二月一日に設立総会、二月二五日に企業組合の認可があり、派遣事業の許可は二〇〇〇年一月の予定)